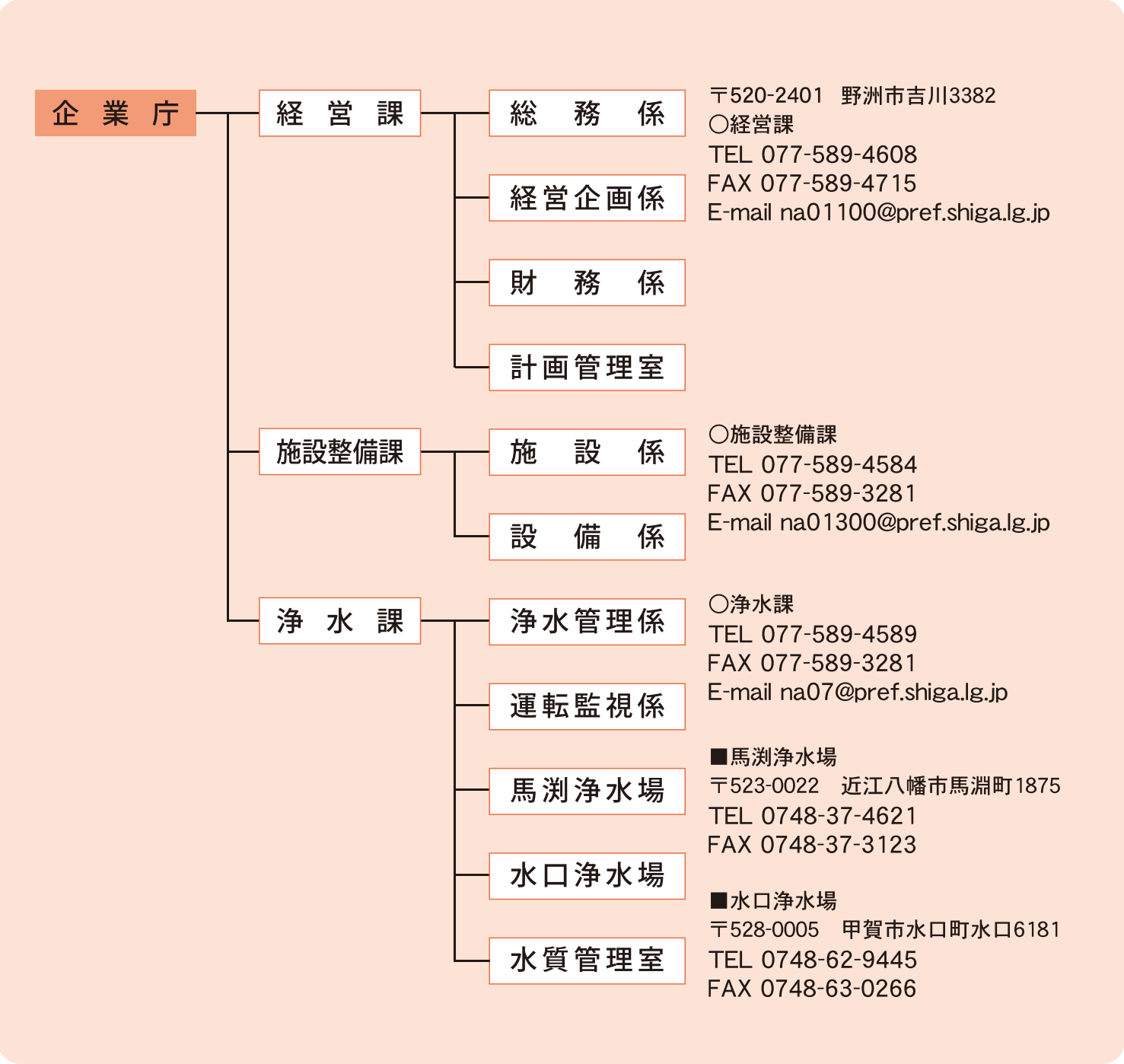


滋賀県企業庁の組織図



明日の滋賀を創る水

滋賀県企業庁

～信頼の水で、地域の未来に貢献します～

明日の滋賀を創る水

発行年月：令和 7 年 3 月
発行：滋賀県企業庁経営課
〒520-2401 野洲市吉川3382
TEL 077-589-4608
FAX 077-589-4715
E-mail na01100@pref.shiga.lg.jp
URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/kigyou/>



工業用水道事業

彦根工業用水道事業
南部工業用水道事業

水道用水供給事業

湖南水道用水供給事業

「滋賀県企業庁経営戦略」

計画期間：令和3年度～令和12年度

将来にわたって安全な水を安定して供給できる健全な経営を目指して、「滋賀県企業庁経営戦略（計画期間：令和3年度～令和12年度）」に基づき、様々な取り組みを進めています。

基本理念：信頼の水で、地域の未来に貢献します

3つの視点を基本目標に掲げ、取り組みを進めます。



持続可能な滋賀県を目指して、企業庁も事業を通じてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献します！

企業庁が特に関わりのあるゴール



安全 安全で良質な水を安定して供給します

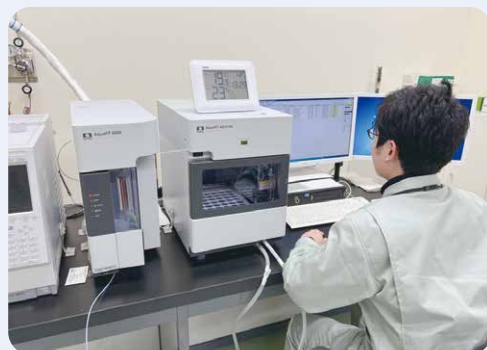
安心して使用できる水を提供できるよう、水質の管理や対策、施設・管路の維持管理に取り組んでいます。

水質管理

- 定期的な水質検査に加えて、異常時には臨時で水質検査を実施します。水道水質に関する基準には、水道法に基づく「水質基準項目」と将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期すための「水質管理目標設定項目」があります。
- 水質検査の信頼性を保証するため、水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）を取得しています。



JWWA-GLP123
【水道GLP認定マーク】



水質分析の様子

水質基準項目（51項目）

水道法に定められている水質基準で、人の健康の保護の観点から設定された31項目と生活利用上障害の恐れの有無の観点から設定された20項目があります。

水質管理目標設定項目（27項目）

浄水中での検出実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とならなかったもの、また現在まで水質基準とする必要がある濃度で検出されていないが、今後当該濃度を超過して検出される可能性がある等水質管理上留意すべき項目です。

かび臭対策

- 「琵琶湖を水源とする水道水のかび臭対策マニュアル」により、異臭味発生時には迅速かつ適切な対応を行います。

強靱 信頼を支える強靱なライフラインを構築します

老朽化した施設の計画的な更新や耐震化、浸水対策に取り組んでいます。また、災害や事故に備え、資材の備蓄や訓練の充実を進めています。

地震に備えた取り組み

- 吉川浄水場に地震に強い新たな浄水施設を整備しました。（令和6年3月竣工）。馬淵、水口浄水場でも耐震対策工事を進めていきます。
- 老朽化した水道管を地震に強い耐震管に更新しています。



浸水に備えた取り組み

- 浄水場への浸水被害を防ぐため、防水扉や防水シャッターの設置などの浸水対策を進めています。

災害や事故への備え

- 3つの浄水場（吉川、馬淵、水口）を連絡管でつなぎ、水のやり取りを行っています。
- 災害や事故により停電になった場合でも、送水が続けられるよう非常用発電設備を整備しています。
- 災害や事故が発生したときも、迅速かつ的確に復旧作業や給水活動が行えるように訓練を実施しています。
- 近隣の府県や市町村で断水が起こったときには、給水車などで応急給水支援活動を行っています。



竣工した吉川3系浄水施設

持続 社会の変化に対応した持続可能な経営を推進します

将来にわたって安定した水道事業を運営していくため、中長期的な視点に基づく経営を行っています。また、公営企業として地域や社会、環境に貢献した事業を行っています。

健全な経営

- 施設規模の適正化や経営の効率化に取り組みます。
- 利用していただきやすい適正な料金の設定を行います。
- 工業用水の新規受水企業の開拓に取り組みます。
- AIやICTなどの新たな技術を積極的に取り入れていきます。



職員の育成と技術の継承

- ベテラン技術職員が培ってきた、安全に水を届けるための技術を若手職員へ継承していきます。

環境対策

- 二酸化炭素排出量を削減するため、省エネルギーに優れた設備の採用や、再生可能エネルギーの利用を促進するなどエネルギー消費量の削減に取り組んでいます。

地域に身近な浄水場として

- 多くの方に企業庁の事業を理解いただけるよう、浄水場見学や出前講座を実施しています。



浄水場見学の様子

工業用水道事業

昭和42年に湖南工業団地に必要な水の確保をめざして実施した旧湖南工業用水道事業をスタートに、昭和43年に当庁の前身である滋賀県企業局を設置しました。(昭和47年より滋賀県企業庁となりました。)

昭和45年には彦根工業用水道事業に着手、昭和47年には南部工業用水道事業に着手し、その後昭和54年には旧湖南工業用水道事業を合併し、今日に至っています。

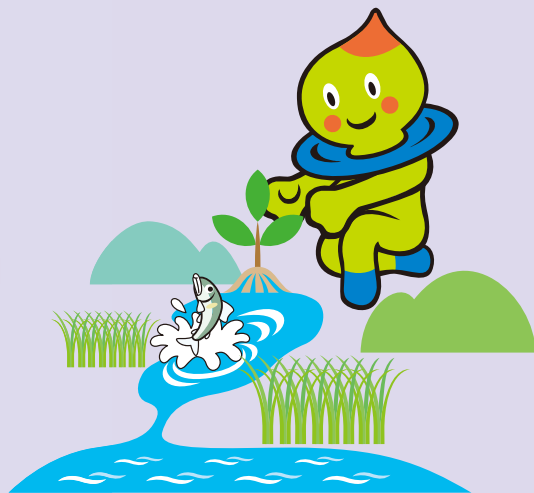
彦根工業用水道事業・南部工業用水道事業

事業別に水質の目標値を設定し、より良い水質の工業用水を供給しています。

商工観光労働部と連携を取り、工業用水の供給を通して、工業立地の促進に努めています。

(令和6年4月1日現在)

事業名		彦根工業用水道事業	南部工業用水道事業
項目			
給水対象または給水区域		彦根市、多賀町 1市1町	草津市、守山市、栗東市、野洲市 湖南市、甲賀市、竜王町 6市1町
計画給水量(m ³ /日)		48,500	83,860
水取	水地源点	琵琶湖 彦根市八坂町	琵琶湖 野洲市吉川
給水開始		昭和46年5月1日	旧湖南地区 昭和43年5月1日 南部地区 昭和54年4月1日 石部甲西地区 昭和56年5月1日
水	質	水 温：摂氏30度以下 濁 度：20度以下 水素イオン濃度：pH値5.8～8.7 受水企業との申し合わせにより琵琶湖水を 未処理により送水しているため給水の水質 基準から外れる場合があります。	水 温：摂氏30度以下 濁 度：20度以下※ 水素イオン濃度：pH値5.8～8.7※ ※県条例では上記の水質基準ですが、送水時に 一定の値(濁度5度、pH値8.0)を超えないよう 水質管理を行っています。

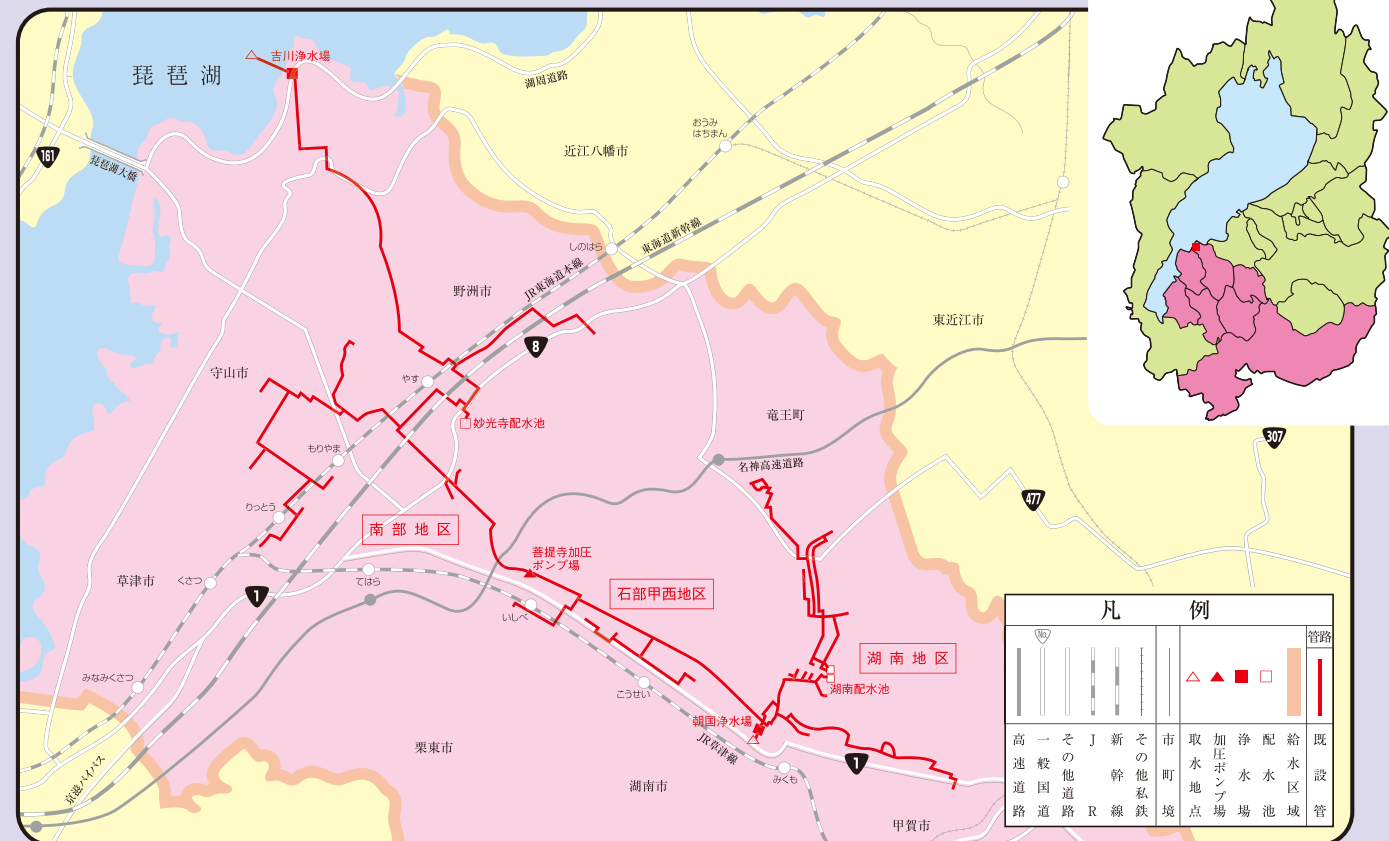


工業用水道事業概要図

彦根工業用水道事業



南部工業用水道事業



水道用水供給事業

昭和40年代からの都市化の進展による人口増加や生活様式の近代化により、水需要が増大したことから、用水の安定確保を図るために県事業として、琵琶湖や野洲川を水源とし、昭和53年から現在の守山市、栗東市、野洲市、湖南市に、昭和54年から近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町に、昭和59年から甲賀市に、平成17年から草津市に水道用水の供給を開始しています。

現在では、湖南水道用水供給事業として、上記の8市2町に給水を行っています。

■ 吉川浄水場 (草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市)

野洲市吉川沖の琵琶湖から取水し、吉川浄水場で浄水処理後、野洲市小篠原地先の調整池までポンプアップし、各市に供給しています。

吉川浄水場では、沈殿池に覆蓋をして太陽電池パネルを設置し、発電を行うなど省エネルギー対策に取り組んでいます。

また、浄化過程で発生する汚泥を太陽の熱と風で乾燥させる天日乾燥施設を運用しています。



吉川浄水場



馬渕浄水場



水口浄水場

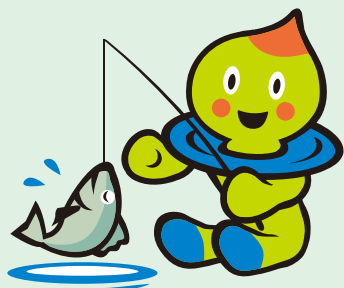
■ 馬渕浄水場 (近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町)

近江八幡市長命寺沖の琵琶湖から取水し、馬渕浄水場で浄水処理後、東近江市上平木地先の調整池までポンプアップし、各市町に供給しています。

馬渕浄水場では、太陽の熱・風・重力等を利用して汚泥を自動で乾燥させる移動式自然脱水乾燥装置を導入しています。

■ 水口浄水場 (甲賀市)

野洲川(青土ダム)を水源とし、湖南市三雲地先で取水し、水口浄水場で浄水処理後、甲賀市に供給しています。



(令和6年4月1日現在)

項 目	事業名		
	湖南水道用水供給事業		
給 水 区 域	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市 野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町 8市2町		
計 画 給 水 量 (m ³ / 日)	198,800		
水 取 水 地 源 点	琵琶湖 野洲市吉川	琵琶湖 近江八幡市南津田町	野洲川 湖南市三雲
給 水 開 始	平成23年4月1日 事業統合		
	南部上水道供給事業	東南部上水道供給事業(中部)	東南部上水道供給事業(甲賀)
	第1次 昭和53年8月11日 第2次 平成17年4月1日	第1次 昭和54年11月21日 第2次 昭和57年7月1日 第3次 昭和60年7月1日	昭和59年6月1日

■ 湖南水道用水供給事業概要図

